告

示

労働委員会

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正………………

(会計管理課)

:

林

政

課

: ≡

(障害福祉課)

: ≕

同

:

同

: =

 ○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指

定の辞退…………………………………………………………

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主 ○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定

として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の

指定.....

同 同

:

: =

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機

(保健衛生課) … 一

事

務

局

:

깯

あけ

規

則

第二百三十七号

る規則をここに公布する。

令和二年十一月二十四日

青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改正す

十一月二十四日

令和一

青森県知事

三

村

申

吾

青森県規則第五十五号

# 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則の一部を改 正する規則

月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例施行規則 (平成十四年三

○青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

規

則

目

次

施行規則の一部を改正する規則……………………(河川砂防課)… 一

別表第五号の1中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

### 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

### 示

### 青森県告示第八百二十九号

規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第二十条の

規定により公示する。

令和二年十一月二十四日

青森市明屋町一丁目一八の四七地	を ・	<b>まの薬司炒見店</b>	名	
在	在在地地上	<b>手系</b> 了月表	所	
	地村		在	青森県知事
	A 左北		地	三

### 青森県告示第八百三十号

により公示する。 項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申

吾

あけぼの薬局妙見店 青森市問屋町一丁目一五の一一	店   三沢市下久保一丁目一の三	白山台耳鼻科クリニック   八戸市東白山台二丁目三三の一一	清潮会クリニック 十和田市東十一番町七の二五	訪問看護ステーションいなせ   - 小柳一〇三号   青森市小柳一丁目一七の一一Lumino   4	名 称 所 在 地
"	"	1 1 111111	'l'	wmino 令和 二·一①·一四	年指月日定

## 青森県告示第八百三十一号

により公表する。 項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関す る法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第二十一条第一号の規定 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第

令和二年十一月二十四日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

を 行 う 医 療 機 関主として指定難病の診断 在 地 診担 療当 科す 名る 年指 月 日定

区指 定 分の

氏

名

名

称 所

青森	
県生	
二 宗 第	
汽	
븦	
븜	
ヮ	

二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を 行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第 一号の規定により公表する。 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百

令和二年十一月二十四日

青森県知事
三
村
申
吾

変更後	変更前	変更後	区 分				
定難 医疖 指	Ē.	定医	難 病 指	の区分	指定医		
去石		Å ∃	福 士		E		
巧		i i	<b>Ř</b>	名			
ク科 クリニッ コニッ カー	民病院立市	病研院 人公益 人名	沢三 病院 亡三	名称	を 行 う		
一 二丁目三三の一 八戸市東白山台	月一の一の三丁	一 字岡部一○一の の の	六五 字堀口一六四の 三沢市大字三沢	所 在 地	医療機関症難病の診断		
科耳 第 咽 啊	<u>‡</u>	<b>彩</b> 房	之 子 十	診療科名	担当する		
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =		1.10.	令 和	年月日	変更		

医難病指定	医難病指定	医難病指定
谷地	中 村	日下
孝 文	清 純	歩
つせ合 を を で で で で れ に を を に を を に を を に を を に を に を に を を に を を に を を に を を に を を を を を を を を を を を を を	ニックリ	沢病院 病院 三三
丁目二の八町一	番町七の二五十和田市東十一	六五 字堀口一六四の 三沢市大字三沢
外科	耳鼻咽喉科	泌尿器科
11.10.1111	二.10.1四	二令 二和 0· 一

### 青森県告示第八百三十三号

二十一号)第二十条第一項の規定により、 令第二十一条第三号の規定により公表する。 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則 次の指定医がその指定を辞退したので、同 (平成二十六年厚生労働省令第百

令和二年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

医難病指定	区指定医 分 氏					
成田						
竹雄	â	4				
つせた 会下 で で で で を り に を り に を り に を り に を り に を り た り た り た り た り た り た り た り た り た り	名称	を行う				
丁目二の八町一	所 在 地	医療機関症難病の診断				
病理科	療	す				
三令 ·和 四· 一	年 月 日	指 定 辞 退				

## 青森県告示第八百三十四号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

令和二年十一月二十四日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

リビィ 株式会社レ	名称	事定障害
一丁目四の五 弘前市大字山崎	所 在 地主たる事務所の	業 福祉サービス
援助 生活	種類と	
ス山崎	名称	事管害福祉
一丁目四の五弘前市大字山崎	所 在 地	サービスを行う
二令 · 二和 三· 一	年月日	指定

## 青森県告示第八百三十五号

規定により告示する。 年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六

令和二年十一月二十四日

青森県知事

三

村

申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

 $(\longrightarrow)$ 

むつ市川内町家ノ辺一〇七の一、一〇七の五、一〇八の一、一〇九の一、一〇

保安林として指定された目的 干害の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 主伐は、択伐による。

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

<u>-</u> 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 むつ市川内町家ノ辺一〇七の一、一〇七の五、一〇八の一、一〇九の一、一〇

保安林として指定された目的 公衆の保健

 $(\equiv)$ 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

第二号の表中

青森県信用組合小湊支店

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3)間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ 次のとおりとする。

青森県告示第八百三十六号

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

部を次のように改正する。 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一

令和二年十一月二十四日

青森県知事  $\equiv$ 村 申

吾

東津軽郡平内町大字小湊 を削る。

### 労 働 委 員

## あっせん員候補者の氏名等

あっせん員候補者を次のとおり公示する。 規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条第一項の規定により、 労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第四条及び労働委員会

令和二年十一月二十四日

青森県労働委員会会長 岩 谷 直 子

岩谷 氏 直子 名 弁護士 職 業

其田	小坂	前田	山田	小笠原	斎藤	藤本	寺下	金沢	塩谷	野坂	谷川	山内	源新	細矢	大矢	伊藤
エ	秀滋	泰三	悦子	浴	悦朗	和夫	一之	秀樹	進	聡子	浩二	裕幸	明	浩志	奈美	佑輔
青森県労働委員会事務局審査調整課副参事	青森県労働委員会事務局審査調整課長	青森県労働委員会事務局長	株式会社山丙代表取締役社長青森県労働委員会委員(使用者委員)	一般社団法人青森県経営者協会専務理事青森県労働委員会委員(使用者委員)	弘前航空電子株式会社顧問青森県労働委員会委員(使用者委員)	協同組合青森総合卸センター専務理事青森県労働委員会委員(使用者委員)	寺下建設株式会社代表取締役社長青森県労働委員会委員(使用者委員)	東北電力労働組合青森県本部委員長青森県労働委員会委員(労働者委員)	日本労働組合総連合会青森県連合会会長青森県労働委員会委員(労働者委員)	オールユニバースユニオン執行副委員長青森県労働委員会委員(労働者委員)	弘前愛成会病院労働組合執行委員長青森県労働委員会委員(労働者委員)	日本労働組合総連合会青森県連合会事務局長青森県労働委員会委員(労働者委員)	弁護士	弘前大学人文社会科学部教授青森県労働委員会委員(公益委員)	青森公立大学経営経済学部准教授青森県労働委員会委員(公益委員)	弁護士

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人) 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人) 毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円